

全国健康保険協会定款 新旧対照表（抜粋）

変 更 案	現 行																																																												
<p>（目的）</p> <p>第2条 協会は、健康保険の被保険者（健康保険組合の組合員である被保険者を除く。以下「被保険者」という。）に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者（以下「船保被保険者」という。）に係る船員保険事業を行い、被保険者、船保被保険者及び<u>それらの被扶養者</u>（以下「加入者」という。）の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的とする。</p> <p>別表5（第52条及び第54条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般 保険料率</th> <th>疾病 保険料率</th> <th>特定 保険料率</th> <th>基本 保険料率</th> <th>災害保健 福祉 保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般被保険者</td> <td>10.65%</td> <td>9.60%</td> <td><u>2.76%</u></td> <td><u>6.84%</u></td> <td>1.05%</td> </tr> <tr> <td>疾病任意継続被保険者</td> <td>9.93%</td> <td>9.60%</td> <td><u>2.76%</u></td> <td><u>6.84%</u></td> <td>0.33%</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療の被保険者等である被保険者</td> <td>0.88%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.88%</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人等職員被保険者</td> <td>0.33%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.33%</td> </tr> </tbody> </table>		一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率	一般被保険者	10.65%	9.60%	<u>2.76%</u>	<u>6.84%</u>	1.05%	疾病任意継続被保険者	9.93%	9.60%	<u>2.76%</u>	<u>6.84%</u>	0.33%	後期高齢者医療の被保険者等である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%	独立行政法人等職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%	<p>（目的）</p> <p>第2条 協会は、健康保険の被保険者（健康保険組合の組合員である被保険者を除く。以下「被保険者」という。）に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者（以下「船保被保険者」という。）に係る船員保険事業を行い、被保険者及び<u>その被扶養者</u>（以下「加入者」という。）の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的とする。</p> <p>別表5（第52条及び第54条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般 保険料率</th> <th>疾病 保険料率</th> <th>特定 保険料率</th> <th>基本 保険料率</th> <th>災害保健 福祉 保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般被保険者</td> <td>10.65%</td> <td>9.60%</td> <td><u>2.84%</u></td> <td><u>6.76%</u></td> <td>1.05%</td> </tr> <tr> <td>疾病任意継続被保険者</td> <td>9.93%</td> <td>9.60%</td> <td><u>2.84%</u></td> <td><u>6.76%</u></td> <td>0.33%</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療の被保険者等である被保険者</td> <td>0.88%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.88%</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人等職員被保険者</td> <td>0.33%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.33%</td> </tr> </tbody> </table>		一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率	一般被保険者	10.65%	9.60%	<u>2.84%</u>	<u>6.76%</u>	1.05%	疾病任意継続被保険者	9.93%	9.60%	<u>2.84%</u>	<u>6.76%</u>	0.33%	後期高齢者医療の被保険者等である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%	独立行政法人等職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%
	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率																																																								
一般被保険者	10.65%	9.60%	<u>2.76%</u>	<u>6.84%</u>	1.05%																																																								
疾病任意継続被保険者	9.93%	9.60%	<u>2.76%</u>	<u>6.84%</u>	0.33%																																																								
後期高齢者医療の被保険者等である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%																																																								
独立行政法人等職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%																																																								
	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率																																																								
一般被保険者	10.65%	9.60%	<u>2.84%</u>	<u>6.76%</u>	1.05%																																																								
疾病任意継続被保険者	9.93%	9.60%	<u>2.84%</u>	<u>6.76%</u>	0.33%																																																								
後期高齢者医療の被保険者等である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%																																																								
独立行政法人等職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%																																																								

附 則

- 1 この変更は、平成31年3月1日から施行する。ただし、別表4（1）の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 変更後の別表2、別表3及び別表5の規定は、平成31年3月以後分の保険料額に係る保険料率について適用する。ただし、同月前分の保険料額並びに健保法第3条第4項及び船保法第2条第2項の規定による被保険者に関する同月分の保険料額に係る保険料率については、なお従前の例による。
- 3 疾病保険料率について、船保法附則第9条第1項の規定に基づき、平成31年3月分から平成32年2月分まで（疾病任意継続被保険者にあつては、平成31年4月分から平成32年3月分まで）の間、0.50%を控除するものとする。この場合において、第52条第1項及び別表5中「疾病保険料率」とあるのは、「疾病保険料率から0.50%を控除した率」と読み替えるものとする。